

[事案 2022-78] 新契約無効請求

・令和4年12月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年3月に契約した学資保険2件について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1)募集人から、払込保険料総額より満期保険金の額が上回ると説明されたが、実際は下回ることが判明した。
- (2)説明の途中で募集人が入れ替わり、ノルマ達成のため、急かされて適当に契約手続が行われたという懸念がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書の記載により、払込保険料総額が生存保険金と満期保険金の合計額を上回することは容易に理解できる。
- (2)申立人は、配偶者が「3月中に手続しないと得にならない」といった話を聞いたと言うが、具体的な内容が不明であり、当時そのような事情があった事実は見当たらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。